

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時00分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第25号大治町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第25号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

総務建設常任委員会は6月11日午前10時より開会しました。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第25号大治町税条例等の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する寄附金控除について説明してほしいとの問いに対しまして、寄附金税額控除の対象になるのは文部科学大臣が指定した行事となる。参加費の払い戻しを受ければ対象とならないとの答弁でした。

また、未婚のひとり親に対する非課税措置で今回の改正の主な目的はとの問いに対しまして、改正の理由としてこれまで未婚のひとり親に対する税法上の措置はなかった。未婚ひとり親に対する税制上の措置を寡婦と同等にするという見直しがされたものであるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第26号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第26号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

文教厚生常任委員長、どうぞ。

○文教厚生常任委員長（若山照洋君）

5番若山照洋です。

文教厚生常任委員会は6月12日に開会しました。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第26号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、賛成4、反対1で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を報告します。

国民健康保険税の課税限度額の見直しと低所得者に係る保険税軽減の拡充でそれぞれ対象者は何人かとの問いに対し、平成31年度の課税ベースで限度額を超過する世帯は基礎課税分が98世帯から88世帯に、軽減措置は5割軽減の平等割が470世帯から478世帯に、2割軽減が423世帯から430世帯となり、5割軽減の均等割が884人から896人に、2割軽減が789人から805人との答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。この条例改正案の中の国民健康保険税の課税限度額の見直し、いわゆる引き上げ、負担増、これのみに反対するものでございます。なぜならば支払準備基金が想定よりも多くございます。今回引き上げる必要はない。来年度、国民健康保険税を若干でも引き下げていく中で法令改正に伴う課税限度額見直し、いわゆる引き上げ、負担増をお願いするならばわかりますが、今回引き上げる必要は全くない。これをもって反対の理由とさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

12番下方繁孝議員。

○12番（下方繁孝君）

12番下方繁孝でございます。ただいまの議案第26号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

今回の条例改正につきましては、地方税法の改正を踏まえ国民健康保険の被保険者間の保険税の公平性を確保するために課税限度額の見直し及び低所得者層の保険税の軽減措置を拡充することから図られているという内容でございますので、よって私は本議案に賛成するものでございます。皆様の御賛同をお願いします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第27号大治町税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第27号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第27号大治町税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

今回の改正は特例基準割合に延滞金を加え、延滞金特例基準割合に改めるとあるが何か変わったのかとの問いに対しまして、租税特別措置法の改正で特例基準割合に延滞金という言葉がついたことにより字句の整理を行ったもので、率としては変わらないとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第28号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第28号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

文教厚生常任委員長、どうぞ。

○文教厚生常任委員長（若山照洋君）

5番若山です。

議案第28号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告します。

乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合、保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上もしくは環境上の理由により家庭における乳幼児を養育することが困難な場合への対応等とあるが、どのような対応をするのかとの問いに対し、今回の改正は居宅訪問型保育の事業を利用できることを明記したもの。精神上や環境上などで家庭にいても子供の面倒を見ることが難しい家庭についても利用できるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第29号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第29号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

文教厚生常任委員長、どうぞ。

○文教厚生常任委員長（若山照洋君）

5番若山です。

議案第29号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましても、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を報告します。

条例第42条第4項第2号にある著しく困難とはどのようなケースを考えているのかとの問いに対し、基本的には優先的調整等をしているのでそのような事例はないと思うが、国の基準に基づいて今後も運営していくために改正するとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第30号大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第30号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

文教厚生常任委員長、どうぞ。

○文教厚生常任委員長（若山照洋君）

5番若山です。

議案第30号大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第31号大治町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第31号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

文教厚生常任委員長、どうぞ。

○文教厚生常任委員長（若山照洋君）

議案第31号大治町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を報告します。

介護保険料の軽減拡充だが、対象者はどのぐらいで金額的にはどのくらいになるのかとの問いに、第1所得段階から第3所得段階の方が対象で全体の26%となっており、影響額は約900万円との答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）



起立全員です。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第32号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第32号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（後藤田麻美子君）

4番後藤田です。

議案第32号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

基礎額表の中で金額の根拠はとの問いに対しまして、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準に定める政令が変わったことによるものであるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第34号令和2年度大治町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第34号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

予算決算常任委員長、どうぞ。

○予算決算常任委員長（林 健児君）

7番林 健児です。予算決算常任委員会の審査結果を報告します。

当委員会に付託されました議案は1件です。付託当日委員会を開き、総務建設分科会と文教厚生分科会を設置し、各分科会に付託議案を分担送付しました。11日に総務建設分科会、12日に文教厚生分科会を……

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時20分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算決算常任委員長、どうぞ。

○予算決算常任委員長（林 健児君）

失礼しました。付託当日委員会は開かずに文書のみで配付しました。

11日に総務建設分科会、12日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、分科会終了後、本日本予算決算常任委員会の全体会を開催いたしました。その結果、次のとおり決定いたしましたので会議規則第41条の規定により報告します。

議案第34号令和2年度大治町一般会計補正予算（第4号）は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、同意議案第1号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

同意議案第1号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

次の者を大治町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。令和2年6月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、杉戸江泉委員の任期が令和2年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き委員に任命するものでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意議案第1号は、会議規則第39条第3項により委員会

の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています同意議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第1号を採決いたします。

同意議案第1号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時24分 休憩

午前11時31分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第35号令和2年度大治町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第35号令和2年度大治町一般会計補正予算。

令和2年度大治町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8756万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億509万7000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、既定の債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正による。

第3条、既定の地方債の追加は、第3表地方債補正による。令和2年6月19日提出、大治町長。

今回の主な補正の内容は、民生費において、大治町子育て世帯臨時特別給付金（特例給付受給者分）として300万円、大治町子育て応援金として160万円を計上し、教育費においては、GIGAスクール構想の実現に向けて児童生徒全員に1人1台端末環境を整備するため、小学校費においてタブレット機器等借上料として6620万9000円を増額し、校内通信ネットワーク整備工事として3491万9000円、モニター設置工事として2284万1000円を計上し、中学校費においてタブレット機器等借上料として3075万6000円を増額し、校内通信ネットワーク整備工事として1523万8000円、モニター設置工事として1271万9000円を計上するものでございます。

これらの財源として、国庫支出金、繰入金及び町債を充てるものでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。8ページ、歳入のところの一番上、公立学校情報機器整備費補助金でございます。これは議案説明会の中でタブレット機器等借上料に対する補助であるということでした。10ページ、12ページ、小学校費、中学校費で校内通信ネットワーク整備工事がそれぞれございます。3月議会の中で公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金として国の2分の1補助がございました。今回、その国の補助が校内通信ネットワーク整備工事にはないんですが、そこら辺なぜないんでしょうか。また、モニター設置工事、これには国の補助はないんでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（横井良隆君）

教育部次長、どうぞ。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議員おっしゃられるとおり、今回ネットワーク整備工事費は国庫補助ございません。もう1つタブレット保管庫につきましては3月に上げたときには補助金対象になっておりますが、今回は補助金対象にはなっていないということでございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

校内通信ネットワーク整備工事、タブレット保管庫を含めて前回は補助対象。昨年度予算ですが補助対象ですが、今年度予算ではそういう項目はなくなったということ。昨年度は国の補正予算の中であったのが今年度はなくなったということで補助対象でなくなってしまったと。町と教育委員会が話し合われて3月議会で提案されたことですが、3分の1の学年だけ整備するのではなくて今回を見越して全部学年整備をしていけば、その分昨年度国の2分の1補助がもらえたはずなんです、そこら辺結果論になるかもしれませんがそこら辺の考えはどうでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

これは計画論になってございますが、前年度の場合に3分の1学年の補助を見込みました。これについては全教室分のアクセスポイント並びに全教室へ敷設するためのLAN整備については補助対象とさせていただきました、2分の1ですが。ただし、その時点で3分の1学年のみの保管庫として補助請求をしてまいりました。その時点では5か年計画で3分の1となっておりましたのでそういうふうな手法をとったものでございます。ただし、今回については全学年が加速するというので全学年の整備ということにさせていただきましたのでこういう運びになったということでございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

タブレット機器等借上料に関しては、国の昨年度ではなくて今年度の予算だから補助対象になって、校内通信ネットワーク整備工事などは昨年度の予算で今年度は国の予算として計上されていないので補助対象にならないということかなと思うんですが、そこから辺結果論ですが何千万も町の負担増になっていくということでちょっとこれからも気をつけていただきたいと思います。

もう1点、町債と一般財源の小学校費、中学校費、そこから辺割合的にはどういうふうになっているんでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（横井良隆君）

教育部次長、どうぞ。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

今回のモニター設置工事につきましては、計上させていただいた工事費の75%……、ごめんなさい。モニター訂正します。ネットワーク工事のほうです。校内通信ネットワーク整備工事費の75%の起債となっております。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号は会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第35号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決いたします。

議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第35号は可決されました。

日程第12、議案第36号工事請負契約についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第36号工事請負契約について。

令和2年6月5日、事後審査型一般競争入札に付した大治中学校夜間照明設備設置工事について、左記のとおり請負契約を締結するため大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和2年6月19日提出、大治町長。

本件の大治中学校夜間照明設備設置工事の請負契約は、契約金額4521万円でユタカテクノス株式会社と契約を締結するものでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番林 健児議員。

○7番（林 健児君）

7番林 健児です。このユタカテクノスという会社なんですが、ホームページ等で調べさせていただいたらまずホームページがない。かつ、グーグルでマップを見てみると普通の家みたいになっているんですが、この会社で本当に果たしてこの4500万の工事ができるのかどうなのか、その辺お願いします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（恒川 覚君）

議長。

○議長（横井良隆君）

スポーツ課長、どうぞ。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（恒川 覚君）



この業者につきましては、入札の事後審査に当たりまして経営状況等それから会社の過去の実績等を確認した上、施工ができるものだと考えております。また、グーグルであたられますと多分会社のほうが本宅のほうに住所が置かれているものですからそちらになると思いますが、事業所が豊田にございましてそちらで事業を行っているということでございますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号は会議規則第39条第3項の規定より委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第36号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、議案第36号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決いたします。

議案第36号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第36号は可決されました。

日程第13、同意議案第2号から日程第24、同意議案第13号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

同意議案第2号から同意議案第13号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

次の者を大治町農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。令和2年6月19日提出、大治町長。

この案を提出するのは、農業委員会の委員の任期が令和2年7月19日をもって満了することに伴い、成田照幸を委員に任命するものでございます。

同意議案第3号につきましては鈴木俊明を、同意議案第4号につきましては若山善之を、同意議案第5号につきましては安井宗一を、同意議案第6号につきましては石川 隆を、同意議案第7号につきましては立松 稔を、同意議案第8号につきましては八神一朗を、同意議案第9号につきましては丹羽眞弓を、同意議案第10号につきましては前田幹雄を、同意議案第11号につきましては吉田慎司を、同意議案第12号につきましては浅井 博を、同意議案第13号につきましては鈴木夕子を委員に任命するためでございます。よろしく願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

最初に同意議案第2号について、質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫君でございます。提案理由ですが、農業委員会の委員の任期が令和2年7月19日をもって満了することに伴い委員に任命するためとございます。先ほどの教育委員では再任の場合は「引き続き」と、新任の場合には「新たに」と付け加えることが多いわけですが、これについては3年前の6月議会で他の議員が質問しております。「今回この同意議案第7号で同意を求められております誰々さんでございますが、提案理由として任期が平成29年7月19日をもって満了のためということで提案をいただいているんですが、今まで農業委員を現状ではやっていない。言い方をかえれば新人でございまして、任期が平成29年7月19日をもって満了するということはないんですよね。それが提案理由になっているのでいささか違和感を感じるんですが、提案理由に。いかがなものかということでございます。」という議員の質問に対して、町長は、「確かに誰々さんは今回新たに農業委員として同意を求めるものでございます。旧法におきましては農業委員の任期がありまして7月19日をもってこれ切れます。ですからまことに申しわ

けございませんけれども、これは旧法で農業委員の任期は満了して、誰々さんにつきましては新たな農業委員会法によって提案をさせていただくものでありますのでご理解をいただきたいと思っております。」ということで3年前は旧法から新法に変わりますもので全て新たにということですが、今回は新法に変わって2回目でございますから村上町長の3年前の答弁からいけば「新たに」なのか「引き続き」なのか、これは提案理由として明らかにすべきである。3年前の提案理由をそのまま使うのはやっぱりいかななものかと思っております。文書で書いていなくてもこれは町長が口頭で補充すれば済むことで、当然経歴を見ればわかると言われるかもしれませんが、町長が3年前答弁した趣旨からすると明らかに「引き続き」か「新たに」ということをつけ加えるべきでございます。そこら辺町長の答弁をお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時48分 休憩
午前11時54分 再開
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

もう一度、同意議案第2号について質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。経歴でございますが、先ほど暫時休憩中に産業環境課長が農業委員は応募であるということで、ということは経歴も応募された方または推薦された方が書かれて出されたのをそのまま載せているという解釈でいいんでしょうか。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時55分 休憩
午前11時57分 再開
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

同意議案第2号について、引き続き質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第2号の質疑を終わります。

次に、同意議案第3号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第3号の質疑を終わります。

次に、同意議案第4号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第4号の質疑を終わります。

次に、同意議案第5号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第5号の質疑を終わります。

次に、同意議案第6号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第6号の質疑を終わります。

次に、同意議案第7号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第7号の質疑を終わります。

次に、同意議案第8号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第8号の質疑を終わります。

次に、同意議案第9号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第9号の質疑を終わります。

次に、同意議案第10号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第10号の質疑を終わります。

次に、同意議案第11号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第11号の質疑を終わります。

次に、同意議案第12号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第12号の質疑を終わります。

次に、同意議案第13号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第13号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意議案第2号から同意議案第13号までは会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております同意議案第2号から同意議案第13号までは委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず初めに、同意議案第2号の原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第2号を採決いたします。

同意議案第2号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第2号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意議案第3号の討論を行います。

同意議案第3号の原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第3号を採決いたします。

同意議案第3号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第3号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意議案第4号の討論を行います。

原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意議案第4号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第4号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意議案第5号の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第5号を採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第5号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意議案第6号の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第6号を採決いたします。

同意議案第6号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第6号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意議案第7号の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第7号を採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第7号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意議案第8号の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第8号を採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第8号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意議案第9号の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第9号を採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意議案第10号の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第10号を採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第10号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。



次に、同意議案第11号の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第11号を採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第11号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意議案第12号の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第12号を採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第12号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意議案第13号の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第13号を採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第13号は原案のとおり同意することに決定をい

たしました。

日程第25、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで令和2年6月大治町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時06分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 横 井 良 隆

署名議員 若 山 照 洋

署名議員 松 本 英 隆